

申し込みには3ヵ月以内に作成又は発行された以下の該当する書類を添付してください。
【入学の場合】合格通知書又は入学許可書の写し 【在学の場合】在学証明書の原本
団体信用生命保険への加入を希望される場合は団信の申込書兼告知書を借用申込書・証書と必ず一緒にご提出ください。
貸付金額は、子1名につき300万円までです。
貸付限度額は普通貸付と合わせて600万円です。(教育貸付のみ複数件利用の場合も600万円まで)
退教互の貸付を受けている方が、新たな資金が必要なときは、借り替えができます。

【重要】
退教互ウェブサイトの貸付申込受付状況が「受付中」の場合に限りお申し込み可能とさせていただきますので、事前に必ず確認してください。
申込受付状況は随時更新します。閲覧から日数が経過すると状況が変わる場合があります。そのため、お申し込みの直前の確認をお願いします。ウェブサイトの確認後、こちらに✓を入れてください。

申込書作成日を記入

自筆で記入し、印鑑を押印してください。
(借用申込書、借用証書に使用する印鑑は同一のものを使用してください。)

借用金額に応じた収入印紙を貼り割印をしてください。

在学期間中は元金の償還を猶予することができます。ご希望の場合は記入してください。

4ヵ所に同一の印を押印してください。(借用証書、借用申込書に使用する印鑑は同一のものを使用してください。)

(所属で使用している印をお使いください。)

自筆で記入してください。

教育貸付借用申込書

退教互ウェブサイトの貸付申込受付状況の確認 (確認の後、口印を記入)

☒ 「受付中」であることを確認済

(ご注意) 申込受付状況が受付中の場合に限り貸付をお申し込みいただくことができますので、お申し込みの直前にご確認をお願いします。

借用申込金額	金 300 万円	金額は算用数字で記入してください。
貸付対象者	フリガナ ナガノ タロウ 氏名 長野 太郎 (続柄 長男)	
退教互償還中の貸付	有 ・ 無	
団体信用生命保険への加入	希望する ・ 希望しない	
一般財団法人長野県退職教職員互助組合の運営規則及び貸付事業规程に基づき、上記の金額を借用したく、借用申込書と借用証書を作成のうえ証明書類を添えて申し込みます。		
令和 5 年 6 月 8 日	一般財団法人 長野県退職教職員互助組合理事長 様	
借用申込人	所 属 名 ○○小学校 職 員 番 号 123456 氏 名 長野 春子	印
所属長より職印を受けてください。		所属長確認印(職印)

借用申込金額を算用数字で記入してください。
金額は10万円から10万円単位で、最高300万円です。
(金額が訂正してある申込書は無効です。)

普通貸付及び教育貸付を利用中の方は「有」に○印を付けてください。

貸付の対象者となるお子さまの氏名、フリガナ、組合員との続柄(長男、二女等)を記入してください。

団体信用生命保険への加入についてどちらかに○印を付けてください。

退教互 教育

一般財団法人 長野県退職教職員互助組合 教育貸付借用証書

収入印紙	貸付番号 (退教互記)	貸付年月日 (退教互記入)
500円以下 200円 1,000円以下 400円 2,000円以下 1,000円 2,000円以上 2,000円		令和 年 月 日
1. 借 用 金 額	金 300 万円	金額は算用数字で記入してください。
2. ※元金償還猶予期間	借受日から令和 9 年 3 月まで	猶予を希望する方のみ記入してください。
3. 償 還 方 法	令和 9 年 4 月から令和 18 年 5 月まで 毎月 償還回数 110 回 金 20,160 円(最終月 19,635 円)を償還します 6月加算額 50,000 円 12月加算額 50,000 円	
4. 利 率	元 金 に 対 し 月 利 0.07 パーセント	
5. 送金指定場所 (本人名義口座に限る)	支店コード 1 2 3 八十二銀行 ○○○ 支店 口座番号 456789	

※在学期間のみ猶予可とするため、最長は卒業年月までになります。(猶予期間中は借り受けた月の翌々月から利息のみ返済。○一般財団法人長野県退職教職員互助組合運営規則及び、貸付事業规程の定めを承知のうえ、本日、上記金額を下記条件により借用しました。)

記

- 利息は月利とし、利率は特例基準割合に準じた変動制で理事会が決定した利率とすることを合意します。
- 本借付金は一般財団法人長野県退職教職員互助組合貸付事業规程第11条の規定に基づき償還します。
- 次の各号に該当する時は、請求を待たずに直ちに期限の利益を失い、本契約による未償還元利金の全額を償還することを合意します。
(1) 本契約に違背したとき。
(2) 貴組合の組合員資格を喪失したとき、死亡又は退職したとき。
(3) 元利金の支払いを怠り、その額が2回分以上に達したとき。
- 組合員の資格を喪失した場合や破産法及び民事再生法の適用を受け、貸付金を全額償還することができない場合は、一般財団法人長野県退職教職員互助組合貸付事業规程第13条の規定に基づき、貸付未償還額を掛金累計額と相殺されることを合意します。
- この契約に基因する訴訟は、長野地方裁判所を管轄裁判所とすることを合意します。

一般財団法人 長野県退職教職員互助組合理事長 様

借 受 人

所属コード	1234	職員番号	123456
所 属 名	○○小学校		
借受人	〒 000-0000		
自宅住	△市△町 1234-5		
連絡先			
電話番号	携帯電話 090 (1234) 0000 自宅 020 (123) 1111		
フリガナ	ナガノ ハルコ		
氏 名	長野 春子		印

記入不要

借用金額を算用数字で記入してください。
金額は10万円から10万円単位で最高300万円です。
(金額が訂正してある証書は無効です。)

送金先の支店コード、支店名、口座番号を記入してください。

償還方法について 償還開始月は借り受ける月の翌々月です。元金償還猶予期間を設定する場合は、借り受ける月の翌々月より利息のみ毎月返済します。猶予期間終了後、元利金の償還が始まります。償還金額や最終月の金額等は、別紙の「償還月額表」やマイページにある「教育貸付償還シミュレーション」を実施してご確認ください。